

令和 8 年度高根沢町立上高根沢小学校小規模特認校児童募集要項

令和 7 (2025) 年 9 月 高根沢町教育委員会

1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度とは、小規模校の特徴を生かし、特色ある教育活動を推進している上高根沢小学校に就学を希望する場合、一定の条件を付し、通学区域に関わらずに就学を認める制度である。

小規模特認校制度について

・令和 6 年度に、東小学校の児童数が上高根沢小学校の児童数を下回ったことや、小規模小学校 4 校の児童減少がより一層進行している状況を鑑み、令和 7 年度から、小規模特認校制度の対象を、阿久津小学校・西小学校に就学または就学予定の児童のみとします（在校生は変更ありません。）。ただし、例外として、令和 8 年度において、同制度により既に兄弟姉妹が上高根沢小学校に就学している児童については、阿小・西小学区以外の児童も対象とします。

・町で進めている小規模小学校 4 校の統合に向けた学校規模適正化の検討については、現時点では協議が継続中であり、統合の時期・スケジュール案が決定していないことから、令和 8 年度も引き続き「原則として小学校を卒業するまで通学する」ことを応募要件とします。なお、今後、小規模小学校の統合方法・時期等の案が決定した際には、小規模特認校制度利用者等に速やかに対応をお知らせします。

2 募集学年及び人数

原則として各学年の児童数が最大 20 名に達するまで受け入れる。ただし、現在在籍している児童の兄弟姉妹の転学・入学については配慮する。

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
募集人数	1 0 名	1 1 名	9 名	3 名	9 名	2 名

※ 募集人数を超える応募があった場合は、教育委員会が別に定める選考方法により就学の可否を決定する。

3 応募要件

- (1) 高根沢町に住所を有し、阿久津小学校及び西小学校に就学、又は就学を予定している児童を対象とする。
- (2) 児童とその保護者が、上高根沢小学校の教育方針に賛同し、教育活動や P T A 活動等に協力する。
- (3) 原則として小学校を卒業するまで通学する。ただし、どうしても通学できない事情が生じた場合は、教育委員会において協議を行う。
- (4) 通学にあたっては、原則として保護者の責任において行う。ただし、申請によりスクールバスを利用することができる。

4 応募手続き

(1) 募集期間

令和 7 (2025) 年 11 月 10 日 (月) ～令和 7 (2025) 年 11 月 28 日 (金)

(2) 申込み

「小規模特認校就学申請書」を募集期間内に高根沢町教育委員会に提出する。

5 事前説明会・学校見学

日 時：令和 7 (2025) 年 11 月 8 日（土）13:30～

場 所：上高根沢小学校

内 容：上高根沢小学校ならではの教育活動の説明会、学校内見学等

※ 入学・転学を希望する保護者は、上高根沢小学校の特色等を理解してもらうため、事前説明会・学校見学（11 月 8 日）に必ず参加するものとする。なお、どうしても参加できない場合は、別の日に学校見学をして、学校長の説明等を受けるものとする。

※ 参加を希望する保護者は、学校(675-0648)へ事前に連絡する。

6 その他

阿久津中学校区から通学している児童は、卒業後に阿久津中学校、又は北高根沢中学校に進学することができる。